

令和2年
2/1施行

ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

消防法で ① **顧客の本人確認**

② **使用目的の確認**

③ **販売記録の作成**

を行うことが義務づけられています。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。
(緊急時は110番)



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



消防庁

警察庁

本改正に関する詳しい情報は
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

